

○土浦市水道事業指定給水装置工事事業者審査委員会規程

平成23年2月1日

水道規程第3号

(趣旨)

第1条 土浦市指定給水装置工事事業者規程(平成10年土浦市水道規程第2号(以下「事業者規程」という。))第7条第2項の規定に基づき、土浦市指定給水装置工事事業者審査委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員長、副委員長及び委員5人以内をもって組織する。

2 委員長は建設部長を、副委員長は水道課長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 業務係長

(2) 工務係長

(3) 給水係長

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認めた職員

(委員長及び副委員長の職務)

第3条 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に当事者及び関係人(以下「当事者等」という。)の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

3 委員長は、当事者等から申出があったときは、会議に当該当事者等の出席を求め、その説明又は意見を聴かなければならない。

(会議録の作成及び報告)

第5条 委員会は、事業者規程第7条第1項各号に掲げる事項の審査その他必要事項を記載した会議録を作成しなければならない。

2 委員長は、委員会において決定した事項を市長に報告し、その決裁を受けるものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、水道課において処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。